

審議テーマについて(第2回本委員会)

網野委員長からの提案骨子

【テーマ選定の背景】

- 前期審議会では「社会的養護の下に育つ子どもたちへの自立支援のあり方」と題した中間のまとめを提言。
- 昨今の被虐待児童の増加などを踏まえ、社会的養護施策の充実についての議論が必要。
- 東京都の社会的養護施策において、検討すべき喫緊の課題
  - ① 児童養護施設などにおける処遇困難児童が増加、退所後の家庭復帰や自立生活がより困難
  - ② 施設職員の専門性が不足、精神科医療の関与が不十分

施設等における処遇困難児童への専門的ケアの充実が必要

【検討の視点】

- 1 処遇困難児童に適切かつ効果的に対応する施設のあり方
  - 2 施設職員等のスキルアップを図る効果的な取り組み
  - 3 子ども一人ひとりの状況を踏まえた個別的なケアの方法論を確立するためのしくみづくり
- などについて、課題の整理、解決の方向性を審議

第2回本委員会での御意見

(社会的養護のサービス基盤について)

- 東京都における一時保護所も含めた社会的養護の供給計画について議論が必要ではないか。
- 区市町村が関与するしくみ、あるいは、利用者が直接申し込むしくみの検討が必要ではないか。
- 対応が難しい子どもに対しては、情緒障害児短期治療施設などの専門的な施設が必要ではないか。

(施設職員の資質向上について)

- 被虐待児などへの対応は、職員の経験やスキルアップが重要である。
  - ⇒ 職員が子どもを障害やその対応法を理解していない、あるいは教育を受けていないために、施設内虐待へつながる。

(専門的ケアについて)

- 虐待を受けた子どもに対する専門的ケアのモデルケースがないので施設職員が自身をもって関わることはできない。また、施設の心理職員やファミリーソーシャルワーカーなどの職種との役割分担や、児童福祉司との連携を図っていく中で、虐待を受けた子どもに対する専門的ケアのあり方について共通認識がなされていない。
  - ⇒ 虐待を受けた子どもに対する目指すべき施設ケアのあり方を都として出せればよいが。

東京都における処遇困難児童への主な取り組み(平成19年度～)

- ★ 子ども家庭総合センター(仮称)の創設(平成21年度以降)
  - ・ 「親子のサポートステーション」の設置。
  - ⇒ 現行の児童相談センターの治療指導事業、家族再統合事業を拡充し、体系的な心理的・医学的援助プログラムを提供。
    - 【対象】虐待に起因し分離を行った幼児から小学生の子どもとその親、施設不適應の子ども等
- ★ 専門機能強化型児童養護施設の創設(平成19年度は2施設)
  - ・ 施設本体の専門機能の強化 ⇒ 非常勤精神科医師の配置、情緒障害児への治療・指導員の配置、施設が設置するグループホーム支援の強化等
- ★ 自立援助ホームへの支援強化(平成19年度～)
  - ・ 各ホームの創意工夫により行う効果的な自立支援(就職・就労定着等)に対する補助を充実

(参考)国の動向

- 内閣府「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議設置。
  - ・ 19年6月 重点戦略の基本的な考え方とりまとめ。
  - ・ 経済財政諮問会に報告。骨太方針2007に反映。
- 厚生労働省「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会」設置
  - ・ 19年5月 中間とりまとめ
  - ・ 19年10月頃 最終とりまとめ